

## 第75回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務分担基本方針

第75回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次のとおり業務を分担するものとする。

### 1 県の業務

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び指導
  - ・ 開催準備総合計画等の策定
  - ・ 県準備（実行）委員会の設置及び運営
  - ・ 国、日本体育協会、関係中央競技団体、県内市町村及び関係機関・団体との連絡調整 など
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等大会における全県的・総合的な準備・運営
  - ・ 式典基本方針の決定及び計画等の策定
  - ・ 大会実施本部の設置及び運営 など
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有の施設・設備の整備並びに維持管理
  - ・ 県有施設の整備計画の策定、整備及び維持管理 など

### 2 会場地市町村の業務

- (1) 競技会の会場地として必要な業務の計画策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整
  - ・ 会場地市町村における開催準備計画の策定
  - ・ 会場地市町村準備（実行）委員会の設置及び運営
  - ・ 県、関係中央競技団体、関係県競技団体及び関係機関・団体との連絡調整 など
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等大会における競技会実施の準備・運営並びに総合開・閉会式への協力
  - ・ 競技会表彰式実施要領等の作成
  - ・ 競技会実施本部の設置及び運営 など
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備並びに維持管理
  - ・ 市町村有の施設の整備計画策定、整備及び維持管理 など

### 3 業務分担の細目

県及び会場地市町村に係る詳細な業務分担については、別に定める。

### 4 経費負担

経費負担については、原則として、県が分担する業務に係る経費は県が、会場地市町村が分担する業務に係る経費は会場地市町村が負担する。